

|                                                                                         |                  |     |               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----|---------------|
| 判決年月日                                                                                   | 平成29年4月12日       | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第3部 |
| 事件番号                                                                                    | 平成28年（行ケ）第10061号 |     |               |
| ○ 発明の名称を「入退室管理システム，受信器および入退室管理方法」とする発明につき，進歩性を認めて無効審判請求を不成立とした審決を，その判断に誤りがあるとして取り消した事例。 |                  |     |               |

（関連条文）特許法29条2項

（関連する権利番号等）無効2015-800019号，特許第4763982号

### 判 決 要 旨

被告は、標記特許の特許権者である。原告が無効審判請求をしたのに対し、被告は訂正請求をした。特許庁は、訂正を認め、無効審判請求を不成立とする審決をしたため、原告がその取消しを求めて提訴した。原告が主張する取消事由は、引用発明認定の誤り、相違点1の認定の誤り、相違点に係る容易想到性の判断の誤りの3点である。

本判決が審決を取り消した理由の要点は、次のとおりである。

- ・ 本件審決が認定した引用発明Aは、要するに、特許請求の範囲における「複数の固定無線機」の前に「施設の各部屋などに設置される」なる文言を付加したものである。ここで、「施設の各部屋などに設置される」の「など」は飽くまで例示であって、文言上は、複数の固定無線機の設置位置が「施設の各部屋」に限定されるものとは解されない。
- ・ したがって、本件訂正発明1との対比は、飽くまで複数の固定無線機の設置位置が「施設の各部屋を含むがこれに限定されないものとして認定した引用発明Aをもってなされるのが相当である（かかる前提の下に相違点1を認定した場合、相違点に係る構成が本件特許の出願時において周知であったとすれば、技術分野の関連性及び課題の共通性を動機付けとして、引用発明Aにかかる周知技術を適用し、本件訂正発明1の構成を採ることは、当業者であれば容易に想到し得るとの結論に至ることも十分にあり得る。）。
- ・ ところが、本件審決は、複数の固定無線機の設置位置を特定（限定）しないものとして認定したはずの引用発明Aを、本件訂正発明1との対比においては、その設置位置が「施設の各部屋」に限定されるものと解した上で相違点1を認定した。したがって、その認定に誤りがあることは明らかである。
- ・ また、本件審決は、上記のように相違点1の認定を誤った結果、引用発明Aによる移動体の位置の把握が「ビルの各部屋単位での把握に留まる」などと断定的に誤った解釈を採用した上（刊行物1にはそのような記載も示唆もない。）、刊行物1には相違点1に係る構成を適用する動機付けについて記載も示唆もないから想到容易とはいえないとの結論に至ったのであるから、かかる相違点の認定の誤りが本件審決の結論に影響を及ぼしていることも明らかである。

以上